

令和3年度 滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金 Q&A

➤ 補助制度について

Q この補助金の目的は？

A 滋賀県内の観光施設等を対象に「びわ湖FreeWi-Fi」の普及を図ることにより、外国人観光客をはじめとする来訪者を呼び込み、滋賀県の観光、産業等を振興することです。

Q びわ湖FreeWi-Fiとは？

A 滋賀県内の経済団体や電気通信事業者、企業、市町と県が連携して設立した滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会で滋賀県の無料Wi-Fi統一ブランドを*「びわ湖FreeWi-Fi」としました。

➤ 対象者

Q 個人事業主は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 商店街振興組合、特定非営利活動法人等の法人は対象になりますか？

A 対象になります。ただし、資本金基準もしくは従業員基準を満たすことが条件となります。

Q 法人格のない団体でも対象になりますか？

A 規約等に代表者の定めがあり、財産管理等を適切に行うことができる場合は、対象になります。ただし、資本金基準もしくは従業員基準を満たすことが条件となります。

Q 資本金、出資金がない法人でも対象になりますか？

A 資本金、出資金がなくとも、従業員基準を満たす場合は、対象になります。
申請の際は「資本金の額または出資の総額」欄を「－」として提出してください。

Q 組合で申請する際、組合員は従業員に含まれますか？

A 含まれません。組合の本部や支部で常時雇用されている従業員数を記入の上、提出してください。

Q 業種が複数にまたがっているのだが、どの業種区分で申請すればよいですか？

A 主となる業種を記入の上、提出してください。

Q 県立施設、市町立施設の指定管理者は対象になりますか？

A 指定管理者が、自ら費用負担をする場合は、対象になります。ただし、補助金で整備した物件の耐用年数が経過する前に、指定管理期間の満了などにより補助対象施設の指定管理者でなくなった場合は、補助金を返還いただく場合があります。

Q 観光客の利用実績がないと対象者にならないのですか？

A 実績がなくても、観光客の利用が見込まれる場合は対象になります。

➤ **対象施設**

Q 工場見学や農作業体験等もこの補助金でいう「観光」に含まれますか？

A テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行とされるニューツーリズム*の一つとして、この補助金でいう「観光」に含まれます。

*参考 観光庁Webサイト「ニューツーリズムの振興」
http://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000044.html

Q タクシーなどの車両や遊覧船などの船舶への設置は対象になりますか？

A 対象になります。

Q いわゆるスナック、ゲームセンター、個室付浴場などは対象になりますか？

A 対象になりません。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を行う施設および同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設は補助の対象外です）

Q 宿泊施設の客室などに1基ずつ設置する場合、すべて対象になりますか？

A 1事業者あたり、10基までが補助の対象になります。

Q 複数の施設を管理していますが、それぞれ対象になりますか？

A 住所の異なるそれぞれの施設が、それぞれ要件を満たしていれば、それぞれが対象になります。ただし、1事業者あたり、それぞれの施設分を合計して10基までが対象になります。

➤ 対象事業

Q 「びわ湖FreeWi-Fi」以外の無料Wi-Fiは補助の対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 「びわ湖FreeWi-Fi」の設置は誰に申し込めばいいですか？

A 「びわ湖FreeWi-Fi」の設置は、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会の指定を受けた事業者しか実施できません。次の指定事業者にご連絡をお取り下さい。

◇ 株式会社あいコムこうか tel.0748-66-0739 ☎平日8時30分-17時15分

◇ エレコム株式会社 通信事業班 tel.0570-000-866 ☎9:00-19:00

◇ 西日本電信電話株式会社 滋賀支店 tel.077-522-1023 ☎9:00-17:30

◇ 東近江ケーブルネットワーク株式会社 tel.050-5801-2525 ☎8:30-17:15

◇ 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス Wi2カスタマーセンタ tel.0120-858-306

☎10:00-19:00 (50音順)

Q 既に「びわ湖FreeWi-Fi」が設置が完了している場合や、既に設置や工事等の契約をした場合は、補助の対象になりますか？

A 対象になりません。申請書の提出時に、「事業に着手」している場合は補助の対象外となります。

Q 「事業に着手」とは具体的にはどういうことですか？

A アクセスポイント等の機器の利用または購入についての発注・契約締結や、Wi-Fi環境を整備するのに必要な工事の発注・契約締結や、機器設置・配線工事の開始などです。

Q 既に「びわ湖FreeWi-Fi」を設置しており、さらに、「びわ湖FreeWi-Fi」のアクセスポイントを追加する場合は補助の対象になりますか？

A 追加分は、対象になります。

Q 既に設置済の「びわ湖FreeWi-Fi」以外の無料Wi-Fiを「びわ湖FreeWi-Fi」に置き換える場合は補助の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、設置済機器の撤去費用・廃棄料などは対象になりません。

Q 既に設置済の「びわ湖FreeWi-Fi」を通信速度等の性能が良いものに置き換える場合は、補助の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、設置済機器の撤去費用・廃棄料などは対象になりません。

Q 「びわ湖FreeWi-Fi」を設置するにあたり、通信回線の契約相手方を変更します。元の通信回線契約の解除の違約金は初期費用として補助の対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 既に他の補助金や助成制度を利用している場合、併用して補助金を受けることができますか？

A できません。国、県、市町、その他の団体等から補助金を既に受けている場合は、この補助金を受け取ることはできません。

Q 補助金の募集期間中に、再度、別施設の補助申請をすることはできますか？

A できます。ただし、先の申請で10基のアクセスポイントを申請しているときは、申請できません。1事業者の申請が、通算10基に到達するまでは、複数回の申請ができます。

Q 設置完了が令和4年3月にずれ込みそうですが、補助を受けることができますか？

A できません。事業を令和4年2月28日までに完了し、「びわ湖FreeWi-Fi」を供用する必要があります。

Q 設置完了は令和4年2月中にできますが、補助対象経費の支払い完了が、3月以降になりそうですが、補助を受けることができますか？

A 令和4年2月28日までに、支払いを完了する必要があります。経費支払いの一部分が、令和4年3月以降の支払いとなった場合は、その部分について補助金のお支払いができません。

Q 実績報告書の提出期限はいつですか？

A 事業完了から30日を経過した日、または令和4年3月18日のいずれか早い日です。

➤ 対象経費

Q 対象経費はどのような経費ですか？

A 次の経費です。

◆ 機器整備費

- ① アクセスポイントの購入または利用にかかる経費
- ② 給電HUB、LANケーブルの購入にかかる経費

③その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる機器およびソフトウェアの購入費

◆設定費および設置工事費

①アクセスポイント初期設定費

②電源設置および電気配線工事費

③通信回線工事費

④その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる工事費

Q 対象にならない経費はどのような経費ですか？

A 次の経費は対象になりません。

- × 電波調査費用およびコンサルタント費用
- × 既整備のネットワーク機器等の撤去費用・廃棄費
- × 消費税および地方消費税相当額
- × 電力料金
- × インターネット接続料金（プロバイダとの契約料および通信料）

➤ **補助金額**

Q 補助金はどのように計算するのですか？

A まず、①補助対象経費に補助率の1/2を掛け、1,000円未満を切り捨てます。②別途、設置アクセスポイント数に25,000円を掛けます。①と②の金額が低い方が補助金額となります。

Q 10基を超えて設置する場合の補助対象経費の計算はどのようにするのですか？

A まず、個別のアクセスポイントに分割できる経費は、対象のアクセスポイント10基を指定し、その経費を合計します。これに、特定のアクセスポイントに属しない経費(ソフトウェア代、電源工事、通信回線工事等)を加えますが、これには、対象外のアクセスポイント分の費用も含まれていますので、対象のアクセスポイント数の割合*を掛け合わせ、それぞれを合計し、補助対象経費とします。 *たとえば、15基設置する場合は、この割合は10/15となります

Q 予算額はどれだけですか？

A 52万5千円です。

Q 申請額が予算額を超えた場合に予算を追加する予定はありますか？

A その予定はありません。

Q 申請書が受理されたら申請額が交付決定されると考えて良いですか？

A 審査の結果、一部または全部について、補助の対象としない旨の決定をすることがあります。

➤ **申請期間**

Q 申請期間は？

A 令和3年5月12日(水)から申請受付を開始し、令和4年1月31日(月)まで先着順に受付予定です。ただし、申請件数が多く、予算超過が明らかとなった場合は、申請締切日を前倒して、受付期間を短縮することがあります。

Q 早く受け付けてもらいたいので、とりあえず、作成できた書類だけ先に提出したら、受付日を早くしてもらえますか？

A できません。添付書類の足りない申請については、添付書類がすべて提出された日を受付日とします。

Q 申請額の総計が予算を超過する日にまでに提出できたことが、提出時にわかりますか？

A 郵送での受付の場合、消印有効としていますので、予算超過による申請受け終了の日は後日でないとわかりません。

➤ **申請窓口**

Q どこに申請したらいいですか？

A 申請先は次のとおりです。郵送、滋賀県情報政策課への持参、または電子メール等で申請して下さい。

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁新館6階）

情報政策課 地域デジタル化連携推進室

電話 077-528-3382

メールアドレス chiiki@pref.shiga.lg.jp

Q ファクシミリで申請できますか？

A 受付できません。

Q 土曜日、日曜日、祝日に申請を受付けしてもらえますか？

A 受付できません。平日の御都合が良くない方は、郵送で申請して下さい。

➤ 申請書類

Q 補助対象施設の概要が確認できる書類とはどんなものですか？

A 営業許可書の写し、施設のパンフレット等です。

Q 補助対象経費が確認できる書類とはどんなものですか？

A 「びわ湖FreeWi-Fi」の指定事業者のチラシ、見積書等で金額が明記されているものです。ただし、税抜き金額がわかるものである必要があります。

Q 県税に未納がないことの証明はどこで発行していますか？

A 各県税事務所*において発行しています。発行手数料、480円(補助対象外)が必要となります。次のURLを御確認下さい。

* 県税を取り扱う事務所

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/302931.html>

Q 県税の課税をされていない団体（自治会等）でも県税に未納がないことの証明が必要ですか？

A 必要です。なお、県税を課税されていない団体の場合は、証明書の発行を受ける際に、団体名、代表者、所在地等が確認できる書類の提出を求める場合があります。詳しくは、各県税事務所にお尋ね下さい。

➤ 交付決定

Q 補助対象事業者をどのように決定するのですか？

A 受付日順に順次審査を行い、交付申請の内容が適正であるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、決定通知をします。

Q 補助申請額の総計が予算額に到達した場合はどのようにするのですか？

A 補助申請額の総計が予算額に到達した日に提出のあった申請書については、抽選により申請者を決定します。審査の結果、予算の残額が生じた場合は、再度、抽選に漏れた未審査の申請書を抽選の対象とします。当該日の審査対象をすべて審査した後に、さらに予算に残額が生じた場合は、次の受付日分について、同様の手順で審査をします。

➤ **補助金交付**

Q 県から補助金が入金されるのはいつですか？

A 事業完了後に提出された実績報告書にもとづいて、県が事業完了を確認・検査してからお支払いします。

Q 補助金の概算払、前金払はできますか？

A 概算払および前金払はいたしません。

➤ **その他**

Q 申請書の提出後に、事業内容を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A 事業内容に変更が生じる前に、窓口にご相談下さい。場合によっては、補助金をお支払いできない場合があります。